

10川水業給第183号

平成11年3月25日

指定給水装置事業者 様

川崎市水道局
業 務 部 長

直結増圧式給水取扱概要の送付について(通知)

平成11年7月1日から、標記概要の内容により直結増圧式給水を実施することになりました。この実施にあわせて「3階建専用住宅への直結給水に関する特例措置」(平成元年2月8日付け1川水業給第14号決裁)、「3階建て直結給水取扱要領」(平成5年9月16日付け5川水業給第146号決裁)及び「直結増圧式給水取扱概要」の内容を統合した要領を別途制定いたしますが、それまでの間標記概要により、関係者に周知徹底して下さるようお願いいたします。

実施時期 平成11年7月1日工事受付分から

直結増圧式給水取扱概要

1 目的

この概要は、給水管の途中に増圧給水設備を設置し、圧力を増して直結給水する方式(以下「直結増圧式給水」という。)を施行することにより、給水サービスの向上を図ることを目的として、直結増圧式給水を施行する場合の取扱いを定めるものとする。

2 事前協議

- (1) 直結増圧式給水を要望する場合は、事前協議申出書(第1号様式)により本市と事前協議を行うものとし、この事前協議により直結増圧式給水が可能と判断された建築物について、給水装置工事の申込みを受理するものとする。
- (2) 事前協議申出書には、次の図書等を添付するものとする。
 - ア 案内図
 - イ 配置図
 - ウ 給水装置設計図
 - エ その他必要とする図書等
- (3) 事前協議申出書を受理したときは、必要に応じて事前協議の局内検討書(第2号様式)により、配水管の水圧状況の測定等の調査を行うものとする。
- (4) 事前協議の結果、承認する場合は事前協議承認通知書(第3号様式)により、不承認とする場合は事前協議不承認通知書(第4号様式)により、申出をした者に通知するものとする。
- (5) 直結増圧式給水の承認された建築物について、給水装置工事の申込みをする場合は、給水装置工事申込書に次の図書を添付するものとする。
 - ア 「直結増圧式給水条件承諾書」(第5号様式)
 - イ 「事前協議承認通知書」の写し
 - ウ その他必要とする図書

3 適用範囲

- (1) 対象地域
年間最小動水圧が0.196MPa(2.0kgf/cm²)以上で、かつ、必要とする水量を確保できる地域であること。
- (2) 分岐対象の配水管
原則として、口径100mmから350mmまでのものであること。
- (3) 対象建築物
受水槽の設置を必要としない建築物で、次の用途に該当し、かつ、給水階高は10階までのものであること。

- ア 専用住宅
- イ 長屋住宅
- ウ 共同住宅
- エ 店舗併用住宅
- オ 事務所ビル

(4) 他の給水方式との併用

直結増圧式給水のみで給水することが困難な場合は、受水槽式給水又は直結直圧式給水との併用を認めるものとする。この場合において、3階までの直結直圧式給水と併用するときは、当該部分は、3階建て直結給水取扱要領（平成5年9月16日5川水業給第146号）に定める基準に適合するものでなければならぬ。

4 設計

(1) 設計水圧

ア 年間最小動水圧が0.245Mpa(2.5kgf/cm²)以上の地域は、0.245MPa(2.5kgf/cm²)

イ 年間最小動水圧が0.196Mpa(2.0kgf/cm²)以上0.245MPa(2.5kgf/cm²)未満の地域は、0.196Mpa(2.0kgf/cm²)とすること。

(2) 設計水量及び給水管口径

ア 設計水量は使用実態に適した水量であること。

イ 給水管の管内平均流速は、原則として2.0m/sec以下とすること。

ウ 給水管の取出し口径は、50mm以下とすること。

エ 建築物全体の使用水量は、原則として最大流量が0.004m³/sec(240l/min)以下であること。

オ 所要水頭は、分岐する配水管位置からの高低差を考慮したものであること。

カ 給水用具の接続に当たっては、用具性能から必要とする作動圧又は最低必要圧について十分考慮したものであること。

キ 各戸の水道メーター入口での常用圧力は、原則として静水圧で0.39Mpa(4kgf/cm²)以下であること。

(3) 給水管及び給水用具

給水管及び給水用具の使用範囲並びにメーター設置等は「給水装置設計施行指針」以下「施行指針」という。)に定めるもののほか、次のことに留意すること。

ア 給水管及び給水用具は、圧力損失を十分配慮し選定すること。

イ 増圧給水設備の振動が配管に伝播しないよう防振対策を施すこと。

ウ 下層階と上層階での給水圧の差が過大になるおそれがある場合は、必要に応じて減圧弁等を設置すること。

- エ 増圧給水設備の故障時に給水を確保する必要がある場合は、直結給水栓を設置すること。
- オ メーター室にメーターを取り付ける場合はメーター下流側に逆止め弁を設置すること。

5 逆流防止装置

(1) 構造

仕切弁、減圧式逆流防止器及びストレーナで構成すること。

(2) 設置方法等

- ア 原則として、増圧給水設備に近接した上流側に設置すること。
- イ 減圧式逆流防止器は、排水を考慮した水没しない場所で、原則として建物内に設置し、かつ、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。

6 増圧給水設備

増圧給水設備は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に定める給水装置の構造及び材質の基準に適合し、かつ、次の条件を満たし、配水管の水圧に影響を及ぼさないものでなければならない。

(1) 構造

- ア ポンプユニットは2台以上のポンプで構成し、1台が故障しても定格流量を満足することが望ましい。
- イ 増圧給水設備の上流側配管と下流側配管の間には、バイパス管を設け高配水圧力時又はポンプ故障時に対応ができることが望ましい。
- ウ 停滞空気が発生しない構造とし、かつ、衝撃防止のため必要な措置を講じてあること。
- エ 維持管理のため必要となる十分な空間があり、常時点検が可能であること。
- オ 始動、停止及び運転による配水管の圧力変動が極小であり、ポンプ運転により配水管の圧力に影響を与えるような脈動を生じないこと。
- カ 配水管の水圧の変化及び使用水量に対応し、安定給水ができること。
- キ 増圧給水設備の上流側の水圧が0.07MPa以下になった場合は、自動停止し、0.1MPa以上に回復した場合は、自動復帰すること。
- ク 使用水量が少ない場合にも追従することができること。
- ケ 増圧給水設備の口径は50mm以下とし、給水能力は設計水量に対し著しく過大でないこと。

(2) 設置方法等

増圧給水設備は、1建築物において1設備とし、原則として建物内の地上2階以下に設置し、必要に応じて防音対策等を施すこと。

7 維持管理

- (1) 増圧給水設備及び逆流防止装置は、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて修繕を行い、1年に1回以上は製造者等による点検整備を実施し、その記録を1年以上保管すること。
- (2) 増圧給水設備及び逆流防止装置の異常、故障に備え設備管理業者等と維持管理契約等を結び、増圧給水設備等にその連絡先を明示することが望ましい。

8 既設建築物の直結増圧式給水への対応

既設給水管を直結増圧式給水に改造する場合は、口径、材質及び老朽度を十分調査し、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 施行指針または、この概要に定める直結増圧式給水の配管に準じたものであること。
- (2) 宅地内の既設配管を使用する場合は、既設配管の概要（配管経路、管種口径、使用期間等）を把握し、かつ、次の条件を満たすこと。
 - ア 既設管の口径は、経年変化を考慮し、使用水最に対し適正な水量及び水圧を確保できる口径であること。
 - イ 既設配管は、老朽化等による赤水等の発生による水質異常がなく、また、増圧給水に伴う水圧変化により漏水及びウォーターハンマー等の支障が生じない配管であること。
 - ウ 出水不良、赤水、漏水その他の異常が発生した場合、申請者の費用負担により給水装置の布設替えを行う等の対応手段があること。
 - エ 給水用具の設置及び工法等は新設工事に準じて施工すること。
- (3) 高置水槽を利用する場合は、高置水槽を使用していた既設建築物であること。

9 施行期日

平成11年7月1日